

## 八王子市告示第 77 号

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域における規制基準を平成 24 年 4 月 1 日に定めたので、同法第 4 条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成 24 年 4 月 2 日

八王子市長 石森 孝志

区域の区分		時間の区分		音量
種別	該当地域			
第1種区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域 前号に掲げる地域に接する地先及び水面	朝	午前6時から 午前8時まで	40デシベル
		昼間	午前8時から 午後7時まで	45デシベル
		夕	午後7時から 午後11時まで	40デシベル
		夜間	午後11時から 翌日午前6時まで	40デシベル
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち第1種区域に接する地域であって第1種区域の周囲30メートル以内の地域(以下「第1特別地域」という。) 都市計画法第8条第1項第1号の規定による用途地域として定められていない地域であって第1種区域、第3種区域及び第4種区域に該当する区域を除く地域	朝	午前6時から 午前8時まで	45デシベル
		昼間	午前8時から 午後7時まで	50デシベル
		夕	午後7時から 午後11時まで	45デシベル
		夜間	午後11時から 翌日午前6時まで	45デシベル

第3種区域	<p>都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域であって第1特別地域に該当する区域を除く地域</p> <p>都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業地域(第1特別地域に該当する地域を除く。)のうち第2種区域(第1特別地域を除く。)に接する地域であって第2種区域の周囲30メートル以内の地域(以下「第2特別地域」という。)</p> <p>前2号に掲げる地域に接する地先及び水面</p>	朝	午前6時から 午前8時まで	55デシベル
		昼間	午前8時から 午後8時まで	60デシベル
		夕	午後8時から 午後11時まで	55デシベル
		夜間	午後11時から 翌日午前6時まで	50デシベル
第4種区域	<p>都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業地域(第1特別地域及び第2特別地域に該当する地域を除く。)</p> <p>前号に掲げる地域に接する地先及び水面</p>	朝	午前6時から 午前8時まで	60デシベル
		昼間	午前8時から 午後8時まで	70デシベル
		夕	午後8時から 午後11時まで	60デシベル
		夜間	午後11時から 翌日午前6時まで	55デシベル
<p>ただし、第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内(第1特別地域及び第2特別地域を除く。)における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。</p>				

(問い合わせ先)  
環境部環境保全課  
電話 042-620-7255 (直通)